

事例

	貸与終了後、 直ちに当法人に就職した場合 <small>(2年以上3年未満の勤務の場合は貸与額の一部60万円を返還免除)</small>	当法人に 就職しなかった場合
①月額50,000円を 1年間貸与の場合 <small>(総額600,000円)</small>	3年間勤務の場合に 全額返還免除 <small>(1年間で貸与年数に達するが、3年間勤務が最低限の条件のため)</small>	最長6年以内に返還 <small>(月賦の場合、最長72回まで：月8,333円)</small>
②月額50,000円を 4年間貸与の場合 <small>(総額2,400,000円)</small>	4年間勤務の場合に 全額返還免除	最長16年以内に返還 <small>(月賦の場合、最長192回まで：月12,500円)</small>
③月額100,000円を 1年間貸与の場合 <small>(総額1,200,000円)</small>	3年間勤務の場合に 全額返還免除 <small>(2年間で貸与年数の2倍に達するが、3年間勤務が最低限の条件のため)</small>	最長8年以内に返還 <small>(月賦の場合、最長96回まで：月12,500円)</small>
④月額100,000円を 3年間貸与の場合 <small>(総額3,600,000円)</small>	6年間勤務の場合に 全額返還免除	最長20年以内に返還 <small>(月賦の場合、最長240回まで：月15,000円)</small>

医師免許または 歯科医師免許取得者 の場合の例外

医師または歯科医師免許取得者で当法人への就職を意思表示した者については、当法人への就職を最大6年間猶予する場合があります。

(公財) 労衛研黒石学生奨学金について

公益財団法人福岡労働衛生研究所は故・黒石謙兒により、昭和36年9月1日に設立されました。

この奨学金は公益財団法人福岡労働衛生研究所が掲げた公益目的の一つである生活困窮者の支援及び公益目的事業の一つである次世代人材育成事業の一環として、創立者の功績を記念して創設されています。



(公財) 労衛研黒石学生奨学金のご案内



奨学金事業のご案内

当法人は、医療職の資格を取得するために医療系の大学、専門学校等に在学する者または入学を希望する者に対し「(公財)労衛研黒石学生奨学金」の奨学金貸与希望者を募集します。

この奨学金の貸与は、公益目的事業の一環として将来、医師・技師・看護師など医療職として地域医療に貢献していただく志を持った皆さんを支援するために行っているものです。

当法人は、高齢化社会に対応すべく、がんの撲滅、生活習慣病などの予防医学事業のほかに、地域社会に貢献する医療系学生の人材育成と経済的支援を行う奨学金貸与事業を公益目的事業として推進しています。

なお、奨学金を利用して学校を卒業後、当法人で勤務していただくことにより、**奨学金の返還を全額または一部免除することが可能です。**

奨学生募集要項

募集期間 ※毎年1月～6月中旬まで
(上記期間以外でも応募があれば検討させていただきます。)

1 応募資格

医療職の資格を取得するために医療系の大学、専門学校等に在学する者または入学を希望する人物・学業とも奨学生としてふさわしい者で、経済的理由により授業料の納入が困難であると認められ、学校推薦を受けた者および、その他の生活困窮者で当法人が認めた者。

※【指定医療資格】医師・歯科医師・保健師・看護師・准看護師・診療放射線技師・臨床検査技師
管理栄養士・公認心理師・臨床心理士・歯科衛生士

※各学校を卒業後、当法人に勤務する意志のある方を求めます。

2 募集する学校

募集する学校は、特に指定しません。医療系の大学・専門学校等、及び高等学校等であれば応募可能です。また、現状社会人であっても、入学が決まっている方であれば応募可能です。

3 奨学金の貸与期間、貸与月額など

貸与期間は、正規の修学期間とし、授業料相当額として月額5万円単位で10万円以内です。

※その他、入学金、入学準備資金などについても希望により実費相当額の貸与を行うことがあります。

(10万円単位で50万円まで)

※奨学金は原則無利子ですが、奨学金支給停止の理由によっては、年4%以内の利子を付ける場合があります。

4 応募書類

応募に際しては、次の①～⑤の書類を学校経由で提出してください。また、応募者に対しては面接にて応募書類の内容について確認させていただきます。

①奨学生願書 ②奨学生推薦書 ③健康診断書 ④成績証明書 ⑤家計維持者の収入証明書

※①、②は当法人ホームページよりダウンロード可能です。詳細は右記QRコードからご確認ください。



5 選考

(1) 奨学金は、奨学生選考委員会が応募書類を基に選考した後、当法人の代表理事長(以下「会長」という)の承認を得て、学校長及び本人あてに、また社会人の場合は本人あてに貸与内定を通知します。

(2) 奨学金は、原則他の奨学金との併用は不可です。(ただし、日本学生支援機構等の奨学金は除く)

6 採用通知時期

選考後、学校長及び本人あてに通知します。入学、進学が前提で奨学金を貸与する場合は、入学、進学しないときは、採用は取り消すことになります。

7 採用した奨学生等に対する説明会

新たに採用された奨学生及び卒業される奨学生を対象とした奨学金の貸与並びに返還に関する説明会を行います。説明会は、本人の出席を原則とします。その際に奨学金の貸与に必要な書類の提出等の手続きを行います。

8 奨学金の貸与開始

各学校へ進学する年の4月から原則毎月21日に当法人が許可する金融機関の本人口座へ直接振り込みます。また、年度途中からの貸与につきましては、応募者ご本人と調整致します。

9 学貸与中の在学証明書の提出および修学状況・生活状況等の報告

奨学生は、毎年度新学年を迎えたときは、在学証明書または学生証のコピーを5月末までに事務局あてに提出してもらおうと同時に、修学状況および生活状況について直接事務局に報告していただきます。また、毎年12月にも当法人事務局を訪問し、報告していただきます。

10 奨学金の返還開始および返還免除

(1) 奨学金の返還開始

奨学金の貸与期間満了後(卒業後)、貸与が終了した月の翌月から起算して3ヶ月を経過した後、貸与総額に応じた年数以内に貸与された奨学金の全額を返還しなければなりません。ただし、奨学金が支給停止された理由によっては貸与が終了した日から30日以内に全額一括返還してもらうことがあります。

なお、災害、傷病等やむを得ない事由によって返還が困難となった場合や大学、短期大学、大学院、高等専門学校、専修学校の高等課程または専門課程等に進学した場合(ただし最短の卒業予定年月までとする)は、「返還猶予申請」の手続きを行い、許可された場合は、返還が一定期間猶予されます。

(2) 奨学金の返還免除

奨学生であった者が、奨学金の支給終了後、直ちに当法人に3年間勤務し、かつ貸与月額が10万円の場合は貸与期間の2倍、月額5万円の場合は貸与月額と同じ期間を、その後引き続き当法人に勤務した場合は、奨学金の全額の返還を免除します。また、勤務期間が上記に掲げる期間に満たずに退職する場合は、貸与金額の全額または一部を返還していただきます。(詳細については事務局までお尋ねください)

なお、当法人への勤務を希望する医師または歯科医師に限り、卒業後最大6年間弊所への就職を猶予する場合があります。(奨学金返還猶予願と年1回の生活状況報告書の提出が必要です)